

ID: 133

担当部署: 商工観光課

処分の概要	買受人の承認		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場業務規則 第12条第1項		
例規番号	昭和49年規則第19号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 （買受人の承認）</p> <p>第12条 買受人として町長の承認を受けようとする者は、買受人承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ない者</p> <p>(2) 卸売の相手方として必要な知識経験又は資力信用を有しない者</p> <p>(3) 第16条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p> <p>3 町長は、買受人の承認をしようとするときは、あらかじめ関係卸売業者の意見をきくことができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日